

○桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会における協議事項

1. 1校当たりの望ましい学級数

小学校	12 学級以上 (1 学年 2 学級以上)
中学校	9 学級以上 (1 学年 3 学級以上)

【概要】

桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会（以下、「審議会」という。）では、法令や国の手引、アンケート結果などを参考に協議し、現時点において、小学校の1校当たりの望ましい学級数を「12 学級以上 (1 学年 2 学級以上)」、中学校の1校当たりの望ましい学級数を「9 学級以上 (1 学年 3 学級以上)」としています。

【補足説明】

○1校当たりの望ましい学級数を満たす学校の見込み [黒保根小・中学校を除く]

年度 \ 校種	小学校【16校】	中学校【9校】
令和5年度	8校	5校
令和10年度	5校	4校
令和15年度	3校	1校
令和20年度	2校	0校
令和25年度	1校	0校

※資料 16 児童生徒数・学級数の見込み [令和3年度～令和28年度、学年別] に基づく学校数

【参 考】

①学校教育法施行規則

小学校	12 学級以上 18 学級以下を標準とする
中学校	12 学級以上 18 学級以下を標準とする

②義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

小学校	12 学級から 18 学級までを適正な学校規模の条件とする
中学校	12 学級から 18 学級までを適正な学校規模の条件とする

③『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』

小学校	1 学年 1 学級以上（6 学級以上）が必要 1 学年 2 学級以上（12 学級以上）が望ましい
中学校	1 学年 2 学級以上（6 学級以上）が必要 1 学年 3 学級以上（9 学級以上）が望ましい

④桐生市のこれまでの取組

『桐生市市立小学校の小規模校化に係る適正規模・適正配置についての方針』

『桐生市立中学校の適正規模・適正配置実施計画』

小学校	12 学級から 18 学級（1 学年 2 学級から 3 学級）とする
中学校	12 学級から 18 学級を基本とする

⑤桐生市立小中学校の教育環境に関するアンケート調査結果 [令和 3 年度実施]

○小学校

・未就学児保護者 ・小学 5 年生	12 学級が望ましいとする意見が多い
・小学 5 年生保護者 ・小学校教職員	18 学級が望ましいとする意見が多い

○中学校

・中学 2 年生保護者 ・中学 2 年生	9 学級が望ましいとする意見が多い
・中学校教職員	12 学級が望ましいとする意見が多い

2. 1学級当たりの望ましい児童生徒数

小学校	[第1・2学年] 30人以下 [第3～6学年] 35人以下
中学校	[第1～3学年] 35人以下

【概要】

審議会では、法令や国の手引、アンケート結果などを参考に協議し、現時点において、各学校に配置される教職員の人数が群馬県教育委員会の「学級編制基準」や「教職員配当基準」に基づき算定されている実態を考慮し、群馬県の取組（ニューノーマル GUNMA CLASS プロジェクト）との整合を図る必要があるため、小学校の1学級当たりの望ましい児童数を「第1・2学年は30人以下、第3～6学年は35人以下」、中学校の1学級当たりの望ましい生徒数を「全学年35人以下」としています。

【参 考】

①公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

小学校	35 人を標準とする
中学校	40 人を標準とする

②群馬県の実施（ニューノーマルGUNMA CLASS プロジェクト）

小学校	1・2 年を 30 人以下とする 3～6 年を 35 人以下とする
中学校	1～3 年を 35 人以下とする

③複式学級（2 つの学年の児童生徒で編制する学級）に関する基準

	国	群馬県
小学校	16 人（1 年生を含む場合は 8 人）	
中学校	8 人	

④学級編制における国、都道府県、市町村の関係

国	学級編制の「標準」を設定
県教育委員会	国が定める「標準」を踏まえ、学級編制の「基準」を設定
市教育委員会	都道府県が定める「基準」を踏まえ、学校の児童生徒の実態を考慮し、「学級を編制」

⑤桐生市立小中学校の教育環境に関するアンケート結果 [令和 3 年度実施]

○小学校

<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児保護者 ・小学 5 年生保護者 ・小学 5 年生 ・小学校教職員 	21 人から 30 人が望ましいとする意見が多い
--	--------------------------

○中学校

<ul style="list-style-type: none"> ・中学 2 年生保護者 ・中学校教職員 	21 人から 30 人が望ましいとする意見が多い
<ul style="list-style-type: none"> ・中学 2 年生 	31 人から 35 人が望ましいとする意見が多い

3. 望ましい通学時間

小学校	通学手段を問わず 30 分以内
中学校	

【概要】

審議会では、法令や国の手引、アンケート結果などを参考に協議し、現時点において、学校配置を検討する場合、通学距離よりも通学時間を基準とすることが適切であるとした上で、望ましい通学時間を「通学手段を問わず 30 分以内」としています。

【補足説明】

○通学手段別の移動距離

通学手段		所要時間	15 分	30 分	45 分	60 分
		4 km/h	1 km	2 km	3 km	4 km
徒歩	4 km/h	1 km	2 km	3 km	4 km	
自転車	10 km/h	2.5 km	5 km	7.5 km	10 km	
自動車	30 km/h	7.5 km	15 km	22.5 km	30 km	

根拠資料：『全国道路・街路交通情勢調査』他

【参 考】

①義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

小学校	おおむね4キロメートル以内を適正な学校規模の条件とする
中学校	おおむね6キロメートル以内を適正な学校規模の条件とする

②『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』

小学校	「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当
中学校	

③桐生市立小中学校の教育環境に関するアンケート結果 [令和3年度実施]

◆現在の通学時間

・小学5年生保護者	小学校は、15分以上30分未満が多い
・中学2年生保護者	中学校は、15分未満が多い

◆現在の通学方法

・小学5年生保護者	小学校は、徒歩が多い
・中学2年生保護者	中学校は、自転車が多い

◆通学時間の限度

○小学校

・未就学児保護者 ・小学5年生保護者 ・小学校教職員	15分以上30分未満とする意見が多い
----------------------------------	--------------------

○中学校

・中学2年生保護者 ・中学校教職員	15分以上30分未満とする意見が多い
----------------------	--------------------

調査対象	15分未満	15～30分未満	30～45分未満	45～60分未満	60分以上
保護者(未就学)	6.1%	49.3%	31.4%	10.3%	1.0%
保護者(小学5)	7.2%	61.8%	20.8%	5.6%	2.1%
教職員(小学校)	3.3%	52.9%	37.9%	3.9%	0.0%
保護者(中学2)	7.3%	62.9%	21.2%	4.0%	1.0%
教職員(中学校)	1.1%	67.8%	26.7%	4.4%	0.0%

4. 学校規模の適正化に関する検討を開始する基準

小学校	[学校規模の状態] 1つ以上の学年が単学級 かつ、今後、児童生徒数の大幅な増加が見込めない
中学校	[検討開始の時期] 上記の3年前 [検討区域] 隣接する学校 ただし、地理的特性を考慮する必要あり

【概要】

審議会では、法令や国の手引、アンケート結果などを参考に協議し、現時点において、学校規模の適正化に関する検討を開始する基準を「1つ以上の学年が単学級となり、かつ、今後、児童生徒数の大幅な増加が見込めない状態にある小学校及び中学校は、その状態になる3年前から検討を開始する」としています。また、「この基準に該当する小学校は、中学校区内又は隣接する中学校区内の小学校を検討区域とし、この基準に該当する中学校は、隣接する中学校区の中学校を検討区域とする。ただし、地理的特性を考慮する必要がある。」としています。

【補足説明】

○検討開始基準該当年度及び学校数 [黒保根小・中学校を除く]

年度 \ 校種	小学校【16校】	中学校【9校】
令和5年度以前	9校	1校
令和6年度	1校	
令和7年度	1校	
令和8年度	3校	
令和9年度		1校
令和12年度		2校
令和14年度	1校	
令和16年度		1校
令和18年度		1校
令和24年度	1校	

※資料16 児童生徒数・学級数の見込み [令和3年度～令和28年度、学年別] に基づく学校数

○検討組織の設置時期が早まる事例

隣接する小学校（中学校）が検討組織を設置する場合、基準に基づく検討組織の設置予定時期よりも早い時点で、検討組織を設置する必要があります。

A小学校：R5年度に検討を開始	⇒ R5年度に検討組織を設置
B小学校：R7年度に検討を開始	⇒ 隣接する学校が検討組織を設置するため、R7年度ではなくR5年度に検討組織を設置

小学校名 【中学校区】	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
A小 【C中】	基準に該当 【組織設置】	11学級以下			統合			
B小 【C中】	隣接校 【組織設置】					11学級以下		
統合後の小学校 D小					12学級以上	→	→	→

【参 考】

○小学校

①『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』

【1～5 学級】 複式学級が存在する規模	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、デメリットの解消策等を積極的に検討・実施する必要がある。
【6 学級】 クラス替えができない規模	
【7～8 学級】 全学年ではクラス替えができない規模	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
【9～11 学級】 半分以上の学年でクラス替えができる規模	児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討する必要がある。

②桐生市のこれまでの考え方

『桐生市市立小学校の小規模校化に係る適正規模・適正配置についての方針』

基本方針：近隣校との統合や学区の変更などを検討	
○東小・西小・南小・北小・昭和小地区 ○桜木小・神明小地区 ○相生小・天沼小地区 ○川内南小・川内北小地区	6 学級（1 学年 1 学級）になった時、適正配置を検討
○境野小地区 ○梅田南小地区 ○広沢小地区 ○菱小地区 ○新里中央・東・北小地区	複式学級での学級編制が見込まれる状況になった時、適正配置を検討する。
○黒保根小地区	適正配置は困難

○中学校

①『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』

【1～2 学級】 複式学級が存在する規模	<p>学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。</p> <p>地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、デメリットの解消策等を積極的に検討・実施する必要がある。</p>
【3 学級】 クラス替えができない規模	
【4～5 学級】 全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模	<p>学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p>
【6～8 学級】 全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	<p>生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p>
【9～11 学級】 全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模	

②桐生市のこれまでの考え方

『桐生市立中学校の適正規模・適正配置実施計画』

<p>基本的な考え方：1 学年単学級の解消 ：中学校通学区域（学校区）の統合を基本 ：既存の施設を使用</p>	
○境野中学校	本計画の対象外
○梅田中学校	小規模校化による諸問題について、引き続き検討する。
○黒保根中学校	本計画の対象外

5. 少子化に対応した魅力ある学校づくりの在り方

(1) 魅力ある学校づくり

- 中高一貫校の設置
- 特色ある教育の実施
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入
- 小中一貫校を設置する場合には義務教育学校の設置
- 教頭2人制（副校長の配置）
- 資格取得に向けた教育課程の実施
- 給食費の完全無料化
- サイエンスドクター事業の更なる活用
- 金融や経済に関する知識や判断力の向上に向けた金融経済教育の実施
- 子供の素養に合わせたクラス編成
- 統廃合後の校舎を活用した不登校対策校の設置
- オンライン授業の活用
- 教職員を対象とした研修の実施

(2) 学校規模の適正化を進める上で考慮すべき事項

《公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引》

- スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応
- 通学路の安全確保に関する対応
- 児童生徒にとっての環境変化への対応
- 地域との関係の希薄化を防ぐ工夫
- 地域の拠点機能の継承
- 統合に伴う諸事務の計画的な実施

《他市事例》

- 児童生徒への配慮
- 通学環境への配慮
- 地域住民・地域コミュニティへの配慮
- 保護者への配慮
- 関係機関との連携・関係計画との関連性
- 施設の利用・施設整備
- 校名等の変更・学校の歴史の継承等
- 基本計画の見直し